



- 2・3面 【特集】造園工事の安全・衛生管理について考える
(一社)日本造園建設業協会 技術・調査部長 野村徹郎
- 2面 【学会の目・眼・芽】住区基幹公園の再配置から一括管理まで
(公社)日本造園学会理事、兵庫県立大学 赤澤宏樹
- 4面 【ふるさと自慢】「至宝のいちご」なら井頭観光いちご園へ
栃木県 磯一弘 (株)磯造園土木
- 【緑滴】目でも楽しめ心も癒される御朱印めぐり
奈良県支部 真々田菜摘 (株)三和

第1回 通常理事会書面決議

令和2年度事業報告・決算報告を承認

令和3年度第1回通常理事会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面決議にて5月27日に行われた。通常理事会は、第1号議案「令和2年度事業報告及び決算報告について」、第2号議案「令和3年度通常総会の招集について」、第3号議案「支部長の承認について」、第4号議案「会員の入会について」の4議案を決議した。そのほか、令和3年度通常総会議案における役員の補欠選任について承認され、また、会長及び業務執行理事の職務執行状況報告について、令和3年度造園建設功労賞等の表彰について報告された。

都市公園緑地対策特別委・都市公園緑地等整備促進議連合同会議 ウィズコロナ時代の都市公園の整備に関して3事項を決議

自由民主党都市公園緑地対策特別委員会・都市公園緑地等整備促進議員連盟、合同会議が5月25日に開催され、日造協の和田新也会長、内海一富(一社)日本造園組合連合会理事長、内田裕郎(一社)日本公園施設業協会会長が出席した。

会議では、最近の都市公園緑地政策について、国土交通省からの説明後、令和4年度予算要望に向け、特別委員会及び

議員連盟より、ウィズコロナ時代の都市公園の整備に関する以下の決議が行われた。

- 一、こどもたちの健全な発育を促す遊び場である身近な都市公園の整備促進
- 二、整備後に相当年数を経過した都市公園の改修の促進
- 三、安全で多様な公園遊具の整備、定期的な点検、修繕・更新



合同会議であいさつする和田新也会長

全国安全週間

本週間 7月1日～7日
準備期間 6月1日～30日

令和3年度全国安全週間は、7月1日から7日を本週間に、6月1日から30日の1ヶ月を準備期間とし、「持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場！」

みんなで改善 リスクの低減」をスローガンに掲げています。

この全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く

【お知らせ】

令和3年度通常総会

書面表決：6月22日(火)14:30～

場所：(一社)日本造園建設業協会会議室

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会員の皆様の健康・安全を確保するため、書面による表決をいたします。



一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で94回目を迎えます。

日造協は、全国安全週間にあたって、ポスターを作成、会員の皆様に支部を通じてお送りしています。ぜひ、ご活用ください。

樹林

(一社)日本造園建設業協会理事
(株)久郷一樹園 代表取締役 久郷慎治

小泉八雲が見た日本の庭



新たな変異型の新型コロナウイルスが世界的に猛威を振い、終息の見通しが立たない中ではあるが、130年前にジャーナリストとして来日した小泉八雲(ラフカディオ・ハーン 1850～1904)は、自身の著作「コレラ流行期に」の中で、混乱した神戸の街の風景や不安・苦悩と悲嘆に暮れる人々の心理や行動を冷静に観察し、その見極めの上で、自分自身の身の危険を顧みず患者を必死に看病する人々や感染により親を失った子らを引取り、代わりに育てようとする人々への暖かい眼差しを優しく丁寧に描いている。

そこには感染症に対する敵対や偏見は見当たらない。そして、感染症が蔓延する状況の中であっても、人々が發揮した人間が持っている本来の優しさをしっかりとくみ取り大切に記述している。今、コロナの影響で人と人、人と社会の繋がりの危うさが叫ばれる中往々にして感染症がもたらす社会的分断を埋めるのは何であるのかやさしく示唆しているといつても過言ではなく、学ぶべきものが多い。

さて、昨年2020年は小泉八雲の生誕170年、来日130年にあたり、長年行ってみたと念願していた小泉八雲旧居(松江市)をコロナ禍の最中にこっそりと訪問した。

富山と何かと縁の深い小泉八雲は、怪談「むじな」や「耳なし芳一」、「雪女」等で有名な文学者である。彼の旧蔵書(2435冊)がヘルン文庫として富山大学附属図書館中央図書館にあり、一般にも定期公開しているので一度尋ねられることをお勧めする。何故、富山大学にヘルン文庫が存在するのかは、別の機会に明かすこととするが、早く知りたい方はネットで検索すればすぐ判明する。

ラフカディオ・ハーンは、ギリシア・イオニア諸島のレフカダ島で、アイルランド人の父とギリシア人の母の間に生まれ、幼くして父母と別れ、19歳で渡米、その後、世界各地を転々として1890年に通信記者として来日し、同年、小泉節子と結婚し、1896年に帰化して小泉八雲と改名した。

彼が松江に妻セツと住んだのは1890年8月から15ヶ月だが、その間の約5ヶ月間、彼の夢でもあった旧武家屋敷に住んでいる。

彼が後に著したアンソロジー新編「日本の面影」(角川文庫)の中に「日本の庭にて」という中でも一番長い作品として納められているので一読をお勧めする。

とても来日したばかりの外国人が書いた文章とは思えない位に、武家屋敷

の庭をつぶさに観察して書き上げた極めて濃密な作品となっている。

日本人でもなかなか持てない美意識と感性に加え、新聞記者出身でルポライターとしての技量も充分に活かされた作品となっている。

とにかく、日本の庭に対する彼の眼力の深さと確かさに驚くばかりであるが、その一端を紹介したいと思う。

『日本の庭園は、庭であると同時に、一幅の絵であり、一篇の詩でもあると言える。おそらく絵より詩の要素が強いと言えるかもしれない。と言うのも、自然の風景が様々に移り変わる局面において、私達に喜びや厳肅さ、不気味さや優しさ、あるいは力強さや安らぎを与えていたるのと同じ様に、造園家が自然の持つその影響力を忠実に反映させれば、美しいという印象だけでなく、ある種の情感も、人間の魂に訴えかけてくるに違いないからである。』(小泉八雲著池田雅之訳より)

また、この作品の最後の文章が特に印象的である。

『日本国中から、昔ながらの安らぎと趣が消えてゆく運命の様な気がする。殊の外日本では、無常こそが物事の摂理とされ、変わりゆくものも、それを変わらしめたものも変わる余地がない状態にまで変化し続けるのである。それを思えば悔やんでも仕方のないことだ。とにかくこの庭の美しさを創り出した、今は失われてしまった芸術は、万物に慰めを与えていたる経文の一節「草も木も、また岩も石も、まさに一切涅槃に入るべし」を奉じている宗教が生み出した芸術でもあったのである。』(小泉八雲著池田雅之訳より)

日本人でもなかなか理解し難い「山河草木悉皆成仏」の精神を日本人以上に日本の庭から感じ取っているのである。

これらの日本の庭に対する彼の文章は日本人にとっては、日本の良さや伝統を見直す上でとても大切な相対的な示唆であると言えまい。

それでも小泉八雲の直感的な日本理解、とりわけ日本の庭に対する理解の深さと確かさには舌を巻かざるを得ない。

コロナ禍のため、密を避け、単独ではあったが松江に行く機会を得て小泉八雲旧居を訪ね、自分の眼で当時のままのお庭を拝見した。

庭園の描写文章と照らし合わせてハーンの観察眼の鋭さと確かな感性の豊かさを感じた次第である。そして、改めて日本の庭の奥深さとすばらしい芸術であることをハーンから教わった気がしたのであった。



(一社)日本造園建設業協会は2021年11月に創立50周年を迎えます。

造園工事の安全・衛生管理について考える

(一社) 日本造園建設業協会 技術・調査部長 野村 徹郎

造園工事の最大の特徴は、いきものである植物を活用するとともに、自然石など不定形な天然素材を多用し、時間をかけて空間を整えていくことといえるであろう。

また、規模の大小はあるものの、敷地造成、給排水・電気設備、構造物、舗装など多くの工種が複合的に施工されることにより造園空間が創出されるという特性もある。施工現場では、それぞれの工種により異なる施工技術や施工機械が必要であり、施工管理に携わる技術者には多くの分野にわたる知識と経験が求められることとなる。

多くの工種により構成され、工事竣工

造園空間の安全・衛生管理

自然災害と人的災害

造園が対象とする空間は、室内緑化など一部を除き原則として屋外であり、気象や気候の変化に大きく左右される。

近年増加している超大型台風や豪雨など、「かつて経験したことのない」と表現されるような荒々しい気象現象が多発していることにも影響を受けることになる。

今年も梅雨入りが記録的に早く、梅雨明けは平年並みであるとの予報がされているが、降雨期間が長引けば、土砂崩れや河川の増水による被害も想定される。

どんな危険がありますか？あなたならどうしますか？

○高所作業車での剪定作業。



後も植物の育成管理を行いながら、時間の変化とともに空間を成熟させる造園工事では、安全・衛生管理の面からも、工事施工中のみならず長期間にわたる育成管理中も含めて多様な視点から考えることが必要となる。

特に公共的造園空間では、原則として24時間365日解放されていることが多く、老若男女問わず多様な利用形態であることも、安全・衛生管理の留意事項として特筆すべきことである。

本稿では、造園工事の特性を考慮して施工と造園空間の育成管理や運営に伴う安全・衛生管理について考察する。

自然災害の影響は、工事施工中だけでなく公園の指定管理をしている場合などには、インフラに被害を及ぼすだけでなく、利用者やスタッフの安全確保も必要になり、中長期の気象予報を活用した対応も求められる。

また、工事中、供用中を含め猛暑による熱中症の増加や感染症予防など衛生面からの管理や健康管理への対応も重要な要素となっている。

このような自然現象に対して適切に対応するためには、日常的に危機管理体制を充実させ、いざというときに即応できるよう訓練の実施も必要となるだろう。

どんな危険がありますか？あなたならどうしますか？

○三叉による自然石の据付け作業。



『だれでもわかる安全な造園作業』

発行：(一社)日本造園建設業協会
(一社)日本造園組合連合会 より

参考：建設業における熱中症予防対策

熱中症予防対策については、平成21年に「職場における熱中症の予防について（平成21年6月19日基発第0619001号）」が出されその対策をはじめとして、平成29年度から「STOP!熱中症 クールキャンペーン」を初めて実施し、死亡者を半減させたものの平成29年は14%増となり、平成30年の死傷者数1,178名、死亡者数28名と29年と比較して倍増した。

過去5年間（平成26～30年）の業種別死傷者数をみると、どの年も建設業が最も多く、時期的には7月8月、時間帯では14時から15時台が最も多く、帰宅してから体調が悪化するケースや熱中症労働者の発見と対応の遅れた例などがある。

平成31年の熱中症予防対策の実施要項では、「職場における熱中症予防対策の浸透と事業場におけるWBGT値の把握と緊急時の連絡体制の整備」を目的とし、重点施策を以下のように定めた。

① WBGT値の把握と活用

(注) WBGT（湿球黒球温度；単位：℃）：労働環境において作業員が受けける暑熱環境のリスクを評価する指標。気温・湿度・風速・放射熱を考慮して、現場で「湿球温度」と「黒球温度」、「乾球温度」を測定して求められる。測定したWBGT値が作業内容に応じて設定された「WBGT基準値」を超える場合には熱中症の発生リスクが高まると考えられる。

2019年12月に確認された新型コロナウイルス（以下“COVID-19”）感染症は、いまだにその猛威を奮い続け、世界中の人々が生活と産業に大きな打撃を受け続けている。

パンデミック以前とは異なる新たな生活習慣や、屋外であっても適切な間隔の確保など、人々の行動や心理も変化している中で、植物や緑地が提供する癒しや健康的な活動が着目され、造園空間の役割も新たな視点でとらえられるようになったと言える。

安全・衛生面からは、人との密な接触を減らすとともに、ウィルス感染の予防に重要な除菌や頻繁な手洗いを行えるような施設の整備と運営上の対策も必要となっている。

一方で、労働災害は、事業者や労働者の安全・衛生意識の欠如や不安全、不衛生な環境下での行動など個人的な要素が多いため、そのような状態をなくすことにより災害発生を低減させることができあり、適切な予防対策を講じることが効果的である。

造園工事における労働災害の発生状況

造園工事を含む建設工事における労働災害は、減少傾向にあるものの依然として多くの労働災害が発生している。また、業務上の疾病も多く発生しており、仕事に対するストレスや不安が原因とされているものが増加傾向にある。

建設業の死亡災害事故の特徴

「令和2年における労働災害発生状況（確定）」（厚生労働省）をみると、業種別で建設業が上位10%以内に入っている

のは、墜落・転落、飛来・落下、崩壊・倒壊、高温、低温物との接触、感電、爆発、破裂である。

建設業の業務上疾病の特徴

「業務上疾病発生状況等調査（平成31年／令和元年）」（厚生労働省）の結果によれば、疾病分類で建設業がワースト3位以内に入っているのは、熱中症（18%）、騒音による耳の疾病（11%）、振動障害（25%）、化学物質による疾病（19%）、じん肺合併症（28%）、過重な業務による脳血管、心臓疾患等（12%）などとなっている。*（）内は全数に対する比率

これらの調査結果で造園工事では、災害事故の墜落・転落、飛来・落下、感電が多く発生しており、疾病では、熱中症、騒音、振動による障害であると推察される。（参考：建設業における熱中症予防対策）

造園工事と労働災害

造園工事での労働災害の発生状況を他の建設業と比較すると、新設工事よりも高木剪定や草刈り中など維持管理中の発生が半数近くあることが大きな特徴となっている。造園工事は、多様な工種で構成されており、それぞれの工種で必要となる安全衛生管理に関する適切な対応が必要となる。

日造協の会員企業を対象に実施している「造園工事、維持管理業務等の事故に関するアンケート」では、2021の回答件数660件のうち42%で事故（労働災害・第三者災害・物損等）が発生している。事故の内訳は、維持管理等での発生が多

なく、小規模公園が必ずしも適切でない配置で整備された状況もある。

平成2年の都市公園法施行規則の一部改正までは、児童公園（現在の街区公園）に砂場、すべり台、ブランコが標準設置され、同じような公園が地域に無数に存在している。

これらの小規模な住区基幹公園群を、地域でどこにどのような公園が必要かという観点で、適切に再配置することが求められる。再配置と言っても、実際に位置を動かすのではなく、未だに遊具中心の街区公園に求められる機能を再考することによる、使い方の再配置である。

例えば健康遊具を中心とした高齢者向けの公園、地域で運営する農地のような公園、草むらのような虫取り公園、

様々なマーケットが催される広場公園など、地域で求められるバリエーションは多いはずで、その実現には地域内の複数の公園を一体的に考えることが重要である。

これらの住区基幹公園の再配置を進めるならば、地域内の複数の公園を、例えば地域組織や民間企業が一括管理することも視野に入ってくる。

ロンドン市内には、区内の全ての公園管理を一括して民間企業に発注している事例もある。もちろん、メリットとデメリットがあり、社会実装には慎重な議論が不可欠である。

ニューノーマルの時代の新たな公園像に向けて、市民、行政、事業者、学会の垣根を越えた議論が望まれる。

学会の目・眼・芽 第117回

住区基幹公園の再配置から一括管理まで

(公社)日本造園学会理事、兵庫県立大学 赤澤 宏樹

コロナ禍が続く中で、都市公園の重要性が改めて認識されている。「公園は都市の窓であり、市民の肺である。そしてまた都市の品位美観を保持するのみならず、繁劇なる市民の保健休養の源泉として歓くべからざるオアシスでもある」（昭和8年東京都市計画報告）という役割を、多くの国民が今までに実感しているのではないだろうか。

学会に投稿される論文にも、コロナ禍による公園緑地の利用の変化に関するものが見られる。今後はニューノーマルの時代に向けた利用や運営の可能性について、研究や提言が行われること

とが期待される。

平成29年の都市公園法の一部改正に伴い、P-PFIによる賑わい施設等の設置が全国で進められ、PMO型のパークマネジメントの事例も見られるようになってきた。これらの中～大規模公園の動きに続けて、より日常生活に近い住区基幹公園の再配置が基礎自治体で模索されている。

これまで多くの住区基幹公園が整備されてきたが、人口が密集し、既成市街地も多い都市部において、まとまった公園用地を確保することは容易では

く、発生場所は既存の公園緑地等での草刈り、芝刈り作業中、高木の剪定作業中となっている。

造園工事における墜落事故の発生要因は、樹木がおよそ50%であるが、はしごや脚立などからの転落が30%程度あり、比較的低所からの転落が労働災害につながる事例が多くみられる。原因の多くは、危険性の認識不足や適切な落下防止措置を怠った結果となっている。

最近増加している事故としては、高木剪定中に高圧線への接触による感電事故、剪定枝葉の処理中に清掃工場での転落事故、自走式草刈り機による巻き込まれ事故など、不安全な作業環境や不注意な行動による事故が増加傾向にあると推察される。

また、65歳以上の人口が全人口の3割近くになり、2065年には4割近くに達すると推計されている。働く高齢者の増加に伴い、全産業での60代後半と20代後半の労働災害の発生率を比較すると、男性で2.0倍、女性で4.9倍と高くなっている傾向にある。主な原因是、筋力の低下、バランス感覚の低下など、加齢に伴う心身機能の低下が挙げられている。

造園では、植物管理や利用者とのコミュニケーションなど高齢者に適した仕事も多いが、脚立やはしごを多用する剪定作業では、筋力、バランス感覚の低下が墜落災害に直結することを認識する必要がある。

労働安全衛生法について

労働安全衛生法（以下安衛法）は、労働基準法第5章（安全及び衛生）の規定から分離・充実して制定されたものである。労働基準法とともに、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化、自主的活動の促進など、労働災害の防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより、職場における労働者の安全と健康の確保とともに快適な職場環境の形成を促進することを目的としている。（安衛法第1条）

「安衛法」の制定の精神は、

1. 生産の場の変化に即応する対策を立てること、
2. より快適な職場環境を形成すること、
3. 事業者や労働者が進んで災害をなくすようにすることの条件づくりをするものである。

安衛法・関係法令は、技術革新、労働環境、作業態様の変化などに対応した改正を経て今日に至り、建設業等では、元請業者あるいは関係請負人に安全衛生管理上の責任を負わせる規制などが盛り込まれている。最近では、化学物質による健康被害への対策、労働者の心理的な負担を把握するためのストレスチェック、受動喫煙防止のための措置、国際化への対応、規制・届け出の見直しなどが行われた。また、施工現場に直接関係する労働安全衛生規則等の改正など、労働安全衛生関連法令は、その時代の状況に合わ

安衛法における用語の定義（安衛法第2条）

①労働災害

労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。

②労働者

労働基準法第9条に規定する労働者（事業又は事業所に使用される者で、賃金を支払われる者）

③事業者

事業を行なう者で、労働者を使用するものをいう

せて常に改正が行われているため、常に最新の法令を確認することが必要である。（安衛法における用語の定義）

労働基準法では、条文の主語のほとんどが「使用者は、…」であるのに対し、安衛法関連法令では、「事業者は、…」という用語が使われており、事業者の責任が強調されている。

ここでいう事業者とは、事業における経営主体のことであり、個人経営では事業主、株式会社等では法人そのものであり、安全措置に関する実際の権限と義務は代表者にある。実質的には担当役員、担当部長、現場代理人、現場の安全衛生責任者へと移譲されるので、それらの人が安全措置義務を負うことになる。

労働基準法の「使用者」とは、「事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者」と定義されている。労働者を雇用して事業を行う事業主だけでなく、事業主とともに経営を担当する者（取締役など）の他に、労務担当者や人事担当者、工場長、部長、課長、作業現場監督員など、各事業において労働基準法各条の義務について、実質的に一定の権限の付与されている者が含まれる。また、労務担当者・人事担当者・工場長などは、場合により使用者でもあり労働者の立場にもなり得ることを認識しておかねばならない。

安衛法では、労働者を雇用している事業者としての責務（事業者責任）が定められている（法第20条～第25条の2等）が、施工体制が重層構造となっている現場では、元請も下請（協力会社）の労働者に対して一定の範囲で安全措置義務（元方事業者責任）を負うことになることに留意すべきである（安衛法では元請、下請、協力会社という用語は使用していない）。（元方事業者・特定元方事業者・注文者・事業者・発注者・関係請負人）

労働災害による事業者の責任

起こしてはならない労働災害だが、ひとたび労働災害が発生すると、被災した本人の苦痛や精神的ショック、場合によっては障害が残ったり、最悪の場合は死亡に至る。

被災者の家族にも本人以上の心配や悲しみ、生活の不安などが生じることとなり、職場では、貴重な労働力の損失や仕事の遅れ、職場の仲間の士気の低下などが考えられる。

労働災害が発生した場合、事業者（企業）には法的、社会的責任があり、次の4つの責任が問われることになる。

1. 刑事責任：司法処分

①安衛法上の刑事責任

「安衛法」は、労働災害の防止のための危険防止基準の確立により「労働者の安全と健康」を確保するための法律であり、「罰則」を規定している。

②刑法上の刑事責任

安衛法による事業者の講すべき措置（安衛法第20条～第25条の2）

「安衛法」第20条から第25条の2までに記載した危険から労働者を守ることが事業者の責務である。これらの危険要因により労働者が死傷した場合は責任を問われ、違反した場合には、罰則：6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられる。事業者の講すべき措置の概要

第20条：①機械器具その他の設備②爆発性、発火性、引火性の物等③電気、熱その他のエネルギーによる危険を防止するための必要な措置

第21条：掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するために必要な措置

21の2：労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊する恐れのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置

第22条：健康障害を防止するため必要な措置

第23条：労働者を就業させる作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保溫、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のために必要な措置。

第24条：労働者の作業行動から生ずる労働災害を防止するため必要な措置

第25条：労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、労働者を作業場から退避させる等必要な措置

25の2：建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事で、政令で定めるものを行う事業者は、爆発、火災等が生じたことに伴い労働者の救護に関する措置がとられる場合における労働災害の発生を防止するための措置

元方事業者・特定元方事業者・注文者・事業者・発注者・関係請負人

発注者

注文者のうちその仕事を他のものから請け負わないで注文

注文者
仕事を他人に請け負わせる

元方事業者
仕事を一部を請負人に請け負わせる自らも仕事の一部を行う
特定元方事業者
元方事業者のうち建設業・造船業

事業者
事業を行い労働者を使用する

関係請負人
1次協力会社
関係請負人
2次協力会社

関係請負人
元方事業者以外
関係請負人
2次協力会社

関係請負人
最後次協力会社

労働者

を受ける場合が多い。

さらに事業者に安全配慮義務違反あるいは過失等があれば、民事上の損害賠償請求を受けることになり、過去の判例では、1億円を超える損害賠償支払い命令が出た労働災害もある。

4. 社会的責任：企業の信頼性失墜

労働災害や公衆災害を発生させることは、報道等を通じて社会的な厳しい批判を受け、人命や安全と健康を軽視する企業としてのイメージを社会に持たせ、社会的に企業の健全性と信頼性を失うことにつながり、ひいては受注の減少にもつながることとなる。

このように労働災害の発生は労働者、事業者（企業）共に多くの損害をもたらすものであり、支払い保険額の増額、訴訟関係費用、現場の生産性低下に伴う費用など多くの「災害コスト」が生じることにもなる。くれぐれも労働災害の防止に向け、関係法令の遵守だけでなく、常に災害発生を未然に防ぐよう、労働環境の改善や、安全衛生教育、危険防止対策などを推進し、職場全体で安全意識の向上と安全な仕事環境をつくることが重要である。

労働災害は決して起こさない。という強い信念を持つとともに、労働災害につながる事故の予防、作業環境の改善など、日常から適切な安全・衛生管理の実施が求められる。

（安衛法による事業者の講すべき措置（安衛法第20条～第25条の2））

労働者の義務

事業者だけでなく労働者に対しても、事業者が講ずる危害防止措置に応じて、必要な事項を守らなければならない義務があり、違反した場合には、50万円以下の罰金という罰則規定がある。

特定元方事業者等の講すべき措置（安衛法第29条～第30条の3）

いわゆる元請である特定元方事業者には、関係請負人及び関係請負人の労働者が法律や命令の規定に違反しないよう必要な指導（29条）、混在作業現場での労働災害防止措置（30条）があり、注文者である場合には、建設物等を請負人の労働者に使用させる場合、労働災害防止のための必要な措置を講じなければならない。違反した場合には罰金などの罰則規定がある。

次号：○造園施工現場での安全衛生管理
○造園工事に伴う高所作業と墜落災害の防止
○造園用三脚脚立の使用
○移動式クレーン付きトラックの改造用
○利用者など第三者災害の防止に続く

ふる
と
慢
栃木
県

「至宝のいちご」なら
井頭観光いちご園へ

日光、那須、益子焼の益子町、ツインリンク茂木、足利フラーパークがある栃木県。餃子も有名で、農産物では、サトウキビ、お茶、ミカンなど何でも栽培できます。観光客はたくさん来ます。

しかし、全国の魅力度ランクイングは最下位です（「地域ブランド調査2020」）。発信力が足りないのでしょうか。

そこで、今回は、そんな栃木県の、世界中の人たちが魅了されている【いちご】について、地元の人しか知らない情報を伝えたいと思います。

◆
栃木県は50年以上、いちごの生産量全国1位です。その中心は私の住む真岡市。栃木県の南東部、東京から100km圏内、車で約100分で来ることができる街です。

イチゴ農家は生産量を求める農家と、味にこだわっている



る農家の2つに分けられます。

大きな違いは、肥料代。その金額差は三倍以上。なぜそんなに経費を掛けてまで味にこだわるかというと、毎年行われる、宮内庁への献上品審査のためです。

地元のみんなは、その名誉を求めて、誇りを胸にがんばっています。欧米や中東の方々も、毎年そ



いちご狩り

れを求めて契約し空輸するそうです。まちがいなく、香りと甘さが違います。

◆

このような品質の良いいちごは、市場にはあまり出ません。

そこで、井頭観光いちご園へお立ち寄りください。できれば、いちご狩りをお勧めいたします。いちごの時期は、1月からGWまで。その時期に来られることができれば、立ち寄って、至宝のいちごの味を



大きいちごを発見



赤い！甘い！幸せのいちご



栃木の特産品 ぜひ、ご賞味あれ

ご堪能ください。

磯 一弘（株）磯造園土木

【日造協徽章】会員の皆様へ配布



徽章は原寸
サイズ 14mm

復元の一助となることを祈念してデザインされたものです。

徽章は、七宝3色銅合金製、原寸サイズ14mmで、耐久性に優れ変色しにくいのが特徴です。

日造協の正会員に1個無料で配布し、7月より有料販売を開始。価格は1個1,100円（税込）、送料は事務局負担です。ぜひ、ご活用ください。



私のリラックスできる時とはあまり深く考えることはなかったのですが お菓子作り、野菜作り、スキューバダイビング、愛犬との時間、色々とあるのですが 御朱印めぐりをしている時間も癒しの時間の一つであるかもしれません。

きっかけは両親が二人で神仏めぐりに行く様子を見ていたからです。

お寺、神社などの庭を大学時代に見てまわる事がありました。

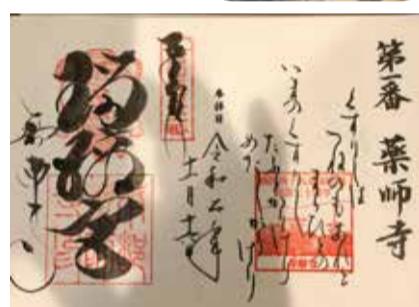
また仕事も造園の職についたので季節ごとに足を運ぶことはありました。

しかし、神社やお寺で御朱印をいただくことなど考えてもいませんでした。

お寺の中の朱印場は長い列が出来るほど年配の人・若い人も多く御朱印をもらっているらしいのです。

また朱印帳も綺麗な刺繡が施されていることにも驚きでもありました。

薬師寺の堂塔と
御朱印



に印をいただきました。

歴史の中で多くの堂塔が火災や地震で失われ、唯一創建時代から現存するのは東塔だけになったのです。薬師寺の復興は日本人の美しい心の結晶ともいわれ 色、鮮やかな作りも感動しました。

◆
「日本ってすごい！！」日本の成り立ちから私たちの祖先が大切に守ってきた建物・文化を見てまわり、その日一日大切な時間を過ごせたという気持ちになれたのです。

その時からゆっくりと御朱印めぐりの旅へも行きたいと思うようになったのですが、コロナ禍の今では遠くへ旅行に行くこともできず御朱印帳も書いていただくことがなかなかできませんが、癒される時間は御朱印めぐりをしている時で間違いないと思っています。

◆
私が一番最初に行かせていただいたのは奈良の薬師寺です。

薬師寺如来像があり、厳かな場所で「宝印帳」

日造協会員として一体感をより高め、自覚を持った活動を行うことにより、日造協という全国組織団体のブランド力を更に高めることを目的にロゴマークをもとに「徽章」を製作いたしました。

日造協のロゴマークは、造園の「造」の字を抽象的に表現し、緑の葉の上に、水の球が喜び、はんんでいる様子が描かれているものです。

この水の球は、我々の住んでいる、かけがえのない大切な「地球」を表し、我々が育む「緑」により、地球環境の保全・

事務局の動き

【6月】

- 1(火)・広報活動部会【web】
- 4(金)・グリーンインフラ官民連携フォーラム運営委員会【web】
- 18(金)・街路樹剪定ハンドブック編集委員会
- 22(火)・通常総会【書面による表決】
- 23(水)・街路樹剪定士認定委員会
- 24(木)・登録造園基幹技能者講習 試験委員会
・造園施工管理技術検定委員会
- 29(火)・技術委員会（技術・技能部会）

【7月】

- 2(金)・資格制度委員会【web】
- 5(月)・登録造園基幹技能者講習委員会
- 6(火)・広報活動部会【web】
- 8(木)・運営会議【web】
- 9(金)・事務局連絡会議【延期】

13(火)・植栽基盤診断士認定委員会（試験部会）
20(火)・植栽基盤診断士認定委員会

委員会等の活動

●広報活動部会【Web】

5/10 日造協ニュース5～9月号の内容等について審議

●造園フェスティバル推進部会

5/11 2021年度の開催について審議

●街路樹剪定ハンドブック編集委員会

5/12 目次構成、原稿案についての確認

●財政・運営部会【Web】

5/13 令和2年度事業報告及び決算報告について審議

●資格制度委員会（新規制度等部会）

5/27 公園・緑地樹木管理士の資格制度について審議

【造園用フルハーネス型墜落制止用器具の販売】

★日造協では、技術委員会安全部会を中心に労働安全衛生規則の改正に伴い造園作業に適したフルハーネス型墜落制止用器具を開発などを進めてきました。

この度、日造協安全部会の群馬庚申園（株）様から「造園用フルハーネス型墜落制止用器具」を会員の皆様へ特別価格で提供とのご案内がありました。

ご希望の方は URL (<http://shop.kousinen.com/>) よりお申し込みください。

編集後記 巣ごもり生活が続くな、梅雨入りを迎えます。精神的にも肉体的にも疲労がたまります。この時期しか採れない青梅を使って、梅酒を仕込みました。8月には飲み頃に…。コロナ疲れ解消に効果抜群です！

キャニコム草刈機
実演会受付中

休耕地・河川敷・果樹園・工場敷地内・キャンプ場・公園・メガソーラーといった場所で活躍しています

全国実演会数 年間1500件!!! 実演依頼はコチラ▶



ユーザーの声

作業スピードが早いことが気に入っています。

今まで刈払い機を使っていましたが、まさをお導入して草刈り作業時間が格段に短くなりました！

傾斜のきつい場所など足場の悪い現場で活躍してくれます。

前日まで雨が降っていた砂地（干拓地）でもスムーズに作業できました!!



農業・建設・林業用運搬車や草刈機等の製造
本社／〒839-1396 福岡県うきは市吉井町福音90-1
TEL0943-75-2195

CANYCOM
キャニコム